

監査公表第 4 号

地方自治法第199条第7項の規定に基づき実施した、財政援助団体に係る監査の結果を同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

平成24年 2 月28日

敦賀市監査委員	安	久	彰
同	橋	本	幸 夫
同	宮	崎	則 夫

財政援助団体監査結果報告

1 監査の実施日及び場所

平成24年 1 月 27 日（金）

社団法人 敦賀観光協会内会議室

2 監査の対象

（1）団体名

社団法人 敦賀観光協会

（2）補助金概要

① 平成22年度社団法人敦賀観光協会事業費補助金

補助金交付額 53,062,000円

② 平成22年度花火大会開催事業費補助金

補助金交付額 24,999,983円

③ 平成22年度遊敦塾運営事業費補助金

補助金交付額 5,450,928円

④ 平成22年度観光客誘致事業費補助金

補助金交付額 2,500,000円

⑤ 平成22年度フェリークルージングツアー事業費補助金

補助金交付額 966,040円

⑥ 平成22年度団体バス誘致事業費補助金

補助金交付額 586,500円

（3）主管課

産業経済部 観光振興課

3 監査の方法

予め社団法人敦賀観光協会（以下「協会」という。）及び観光振興課（以下「主管課」という。）から、補助金の交付に関する一連の調書、予算決算書、その他関係諸帳簿の提出を求め審査すると共に、協会及び主管課職員の説明を聴取して、補助事業が目的達成のため適正に執行されているか確認を行った。

4 監査の結果

協会においては、補助対象備品の内、地引き網については、個人に管理を任せているため、常に使用状況を確認し、適正な管理に努められたい。また、安定した運営が出来るよう収入の確保にも努められたい。

主管課においては、協会が今後も安定した運営が出来るよう指導をお願いします。

なお、平成22年度に交付した各補助金等に係る出納その他の事務の執行については、おおむね適正に執行されているものと認められた。